

## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1.1 教育に関する事項</p> <p>(1) 入学者の確保</p> <p>①-1 入学希望者を対象としたホームページコンテンツの充実や、全日本中学校長会、地域における中学校長会等への広報活動を行い、国立高等専門学校の特徴や魅力を発信する。 また、中学生及びその保護者等を対象に国公立の高等専門学校が連携して合同説明会を開催することにより、組織的、戦略的な広報活動を行い入学者の確保に取り組む。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1.1 教育に関する事項</p> <p>(1) 入学者の確保</p> <p>①-1.1 愛媛県小中学校長会の中学校部会長校を校長と教務主事が訪問し、直接、訪問先校長に本校の教育・入試・進路等について概要説明を行う。 ①-1.2 令和2年度のオンライン学校説明会で開設した関連ページを改良して、小中学生向けのイベント開催情報をウェブサイトに掲載する。ページレイアウトなどを改善し、より分かりやすい内容となるよう検討する。 ①-1.3 昨年度YouTubeに作成した本校広報チャンネルの改善について検討する。 ①-1.4 毎月1回、メールマガジンを発信する。また、イベント等機会あるごとにメールマガジン配信登録の案内を行う。 ①-1.5 入学年度別志願者状況を作成し、地域における志願者の推移の分析を行い、今後の広報活動に活かす。</p>
<p>①-2 各国立高等専門学校は、入学説明会、体験入学、オープンキャンパス、学校説明会等(女子中学生含む)の機会を活用することにより、入学者確保のための国立高等専門学校の特性や魅力を発信する。</p>	<p>①-2 広報推進室を中心に、入学志願者数が前年度を上回るよう以下の広報活動を効果的に行う。 ①-2.1 中学校訪問は、進路指導主事、3年生学年主任等を対象に、本校の概要、特色、入試、進路状況、学寮、必要経費等の説明を行うとともに、志願者等の情報収集を行う。また、中学校主催の進路説明会には必ず教員を派遣し、説明用のパワーポイント資料及び中学生向けのリーフレットに沿った説明を行う。 ①-2.2 地区別学校説明会では、中学校の校長及び進路指導担当教員を招き、説明会ならではの詳細な資料を用いて説明を行い理解を深めてもらうとともに、各校における進路指導の状況等について情報交換を行う。 ①-2.3 入試広報イベントとして、夏季体験学習、学校見学会(オープンキャンパス)、学園祭における入試問題解説コーナー、ミニキャンパスツアー等を実施する。 ①-2.4 松山地区の入学志願者増を目的とした、入試広報コーディネータによる広報活動を検討する。 ①-2.5 新居浜市及び他機関と連携して設立した「東予ものづくり祭実行委員会」の委員として教員を派遣し、各種イベントへの学生参加を通して新居浜高専の魅力を発信する。</p>
<p>②-1 女子中学生向け広報資料を活用した広報活動や、オープンキャンパスの女子学生を対象としたブース出展、国立高等専門学校の女子学生が国立高等専門学校の研究紹介等を行う高専女子フォーラム等の機会を活用することにより、女子学生の確保に向けた取組を推進する。</p>	<p>②-1.1 中学生向け広報誌「はばたけ！未来へ」には、女子の在校生や卒業生の活躍の様子を多く掲載し、女子中学生への広報を行う。 ②-1.2 第4ブロック(中国・四国地区)高専女子フォーラムを開催し、情報の共有・普及を行う。</p>
<p>②-2 留学生の確保に向けて、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。</p>	<p>②-2.1 新居浜市国際交流協会と協力して地域と一体となった留学生支援を行う。 ②-2.2 英文併記の学校案内やウェブサイトの英語版コンテンツを活用した広報活動を行う。 ②-2.3 在学中の留学生の活動をウェブサイト等で発信し、本校での学業及び生活の様子を随時紹介する。</p>
<p>③ 国立高等専門学校の教育にふさわしい十分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、令和2年度に策定した作問ポリシーに基づき、「思考力・判断力・表現力」をより重視した入学者選抜学力検査を令和4年度入学者選抜試験から実施する。 また、受験生の利便性を向上させるため、居住地の近くの高専で受験が可能となる「最寄り地受験」について、令和2年度の試行結果を踏まえ段階的に導入していくとともに、Web出願の実施に向けて検討を行う。</p>	<p>③.1 アドミッションポリシーにふさわしい人材を選抜できるよう推薦選抜及び学力検査を適切に実施する。 ③.2 これまでの入学者選抜方法(推薦40%・学力60%)による学生の入学後の成績や進路、態度志向を調査するとともに、入学選抜改革に関する実施方針に柔軟に対応できるように選抜実施体制を整える。</p>
<p>(2) 教育課程の編成等</p> <p>①-1 法人本部がイニシアティブを取って各国立高等専門学校の強み・特色をいかした学科再編、専攻科の充実等を促すため、法人本部の関係部署が連携をとり、各国立高等専門学校の相談を受け、組織的に指導助言を行っていく。</p>	<p>(2) 教育課程の編成等</p> <p>①-1.1 産業構造の急速な変化や技術革新、地域のニーズ等に対応できる技術者を養成するため、本科・専攻科に設置した新しい教育プログラムの充実や学科等の改組について、引き続き検討する。 ①-1.2 運営諮問会議を開催し、地域のニーズ等について外部有識者から意見を伺い、本校の運営に活かす。 ①-1.3 企業の求める人材や高専卒業生の評価等について企業へのアンケート調査を実施し、教育課程の編成や授業実施方法の改善等の資料とする。 ①-1.4 今後の高専のあり方について、第4ブロック(中国・四国地区)内の高専と協働して検討を進める。</p>

## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>①-2 国立高等専門学校の専攻科及び大学が連携・協力し、それぞれの機関が強みを持つ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図ることを目的とした連携教育プログラムを推進する。 また、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、産業界と連携したインターンシップ等の共同教育や、特色をいかした共同研究を実施する。</p>	<p>①-2 今年度からインターンシップの単位数を実習期間に応じて2～4単位にするよう見直したので、これを活用して社会ニーズを踏まえたインターンシップの実施を円滑に行えるようにする。</p>
<p>②-1 学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実のため、以下の取組を実施する。 ・「KOSEN」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。 ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学や海外インターンシップを推進する。</p>	<p>②-1.1 昨年度設置されたグローバル教育センターの目標を明確化し、学生が海外で活躍するために必要な教育的環境や支援体制の整備を行う。 ②-1.2 タイ高専(ラカバン校)へ教員を派遣し、単位互換に関する情報収集を行うとともに、他高専の単位認定制度も参考にしながら、本校の実施形態に合った単位認定制度について検討する。</p>
<p>②-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。</p>	<p>②-2.1 海外留学や語学研修等に参加した学生の体験談を広く他の学生に伝えるため、報告会等の機会を設けるとともに、ウェブサイトにおいても発信する。 ②-2.2 海外に積極的に飛び出すマインド育成のため、4年次のインターンシップ研修を海外で実施した学生に対し単位認定を行った事例を学生に紹介する。 ②-2.3 低学年においてグローバルマインドを育成する新しい科目の創設を検討する。 ③-3.4 DMMオンライン英会話を取り入れ、コロナ禍で海外に行けない状況下での学生の英語コミュニケーション力向上に活用する。</p>
<p>③-1 公私立高等専門学校と協力して、学生の意欲向上や国立高等専門学校のイメージの向上に資する「全国高等専門学校体育大会」や、「全国高等専門学校ロボットコンテスト」等の全国的な競技会やコンテストの活動を支援する。</p>	<p>③-1 連合会主催の、ロボコン、プロコン、デザコンに対して、これまでどおりの学内環境、活動支援を行う。また、鳥人間コンテストなど、高専PRに繋がる活動等においても、チャレンジプロジェクトをはじめとする後援会への支援依頼や寄付金等の外部資金獲得に努め、活動支援体制を整える。高専大会(地区大会、全国大会)等の体育局的活動において、顧問教員の負担軽減に配慮すると同時に、学生が健全な活動を行える環境整備と運用体制を構築する。</p>
<p>③-2 学生へのボランティア活動の参加意義や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励等に関する周知を行う。また、顕著なボランティア活動を行った学生及び学生団体の顕彰、学生評価への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。</p>	<p>③-2.1 従来どおり、ローターアクトクラブや奇術部のボランティア活動を支援し、善行活動事例を県や市に報告するとともに学生表彰等にて業績の周知・評価を行う。 ③-2.2 新居浜市消防本部、新居浜市消防団と連携し、平成30年度から学生消防団募集事業を行っている。学生消防団員には、消防団活動、防災・減災・救命措置に対する出前講座、啓発イベント等での活躍が期待されており、学生消防団への加入を奨励する。また、活動実績に対して、地域貢献に対する評価を行う。</p>
<p>③-3 「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等の情報を収集するとともに、学生が積極的に活用できるよう促すことで、学生の国際会議の参加や海外留学等の機会の拡充を図る。</p>	<p>③-3.1 「トビタテ！留学JAPAN」プログラムの採用実績等について、ウェブサイト等で広報を行う。 ③-3.2 同プログラムで留学する学生に対して、実りある留学となるよう事前指導を行うとともに、留学終了後には学内で報告会を開催する。 ③-3.3 その他、各種奨学金の情報提供を行う。</p>
<p>(3) 多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。</p>	<p>(3) 多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目の教員公募では、「博士の学位を有する者(又は採用までに取得見込みの者)」を応募資格とする。ただし、一般教養科の教員公募では、原則は「博士の学位を有する者(又は採用までに取得見込みの者)」ではあるが、分野によっては、「修士の学位」であっても「博士の学位を有する者」と同等程度の業績がある場合もあること、また、多様な人材からの応募が期待できるという側面も考慮し、人事委員会の議を経て、「修士以上の学位を有する者」を応募資格とするケースもあろう。  公募要領の「その他」の欄に、「多様な背景を持つ教員組織を目指しており、高等教育機関に勤務経験のある方のみならず、高等学校、民間企業、研究機関等に過去に勤務した経験のある方や、海外で研究や経済協力に従事した経験のある方からの積極的な応募を歓迎する」旨の文書を記載する。</p>
<p>② クロスアポイントメント制度の実施を推進する。</p>	<p>② 近隣大学の実施状況を参考に、同制度の実施可能性の高い組織(地元企業、近隣の大学・研究機関等)を想定した、協定書(案)について検討する。</p>

## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者支援プログラムなどの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。	③ これまで育児・介護などのライフステージに応じた勤務形態の制度化については、各学科等の現状の把握や意見聴取などを行っており、今後、更に検討を進めるための体制の整備に着手する。
④ 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。	④ 教員公募の際、人事委員会において、外国人教員の採用の可能性について、該当学科の意見を踏まえた上で検討する。
⑤ 長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図りつつ、国立高等専門学校・両技術科学大学間の教員人事交流を実施する。	⑤ 「高専・両技科大間教員交流制度」を活用し、教員の受入・派遣を推進する。
⑥ 法人本部による研修又は各国立高等専門学校におけるファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な活動を推奨する。 なお、教員の能力向上を目的とした各種研修について、専門機関等と連携し企画・開催する。	⑥ 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)が提供する各種研修の有効活用(個人レベルでの研修への積極的参加の推奨、学校としての新任教員のSPODフォーラムへの参加義務)を実施すると同時に、SPODの講師派遣プログラムを毎年、新居浜高専で開催する。
⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを表彰する。	⑦ 高専機構の顕彰制度に合わせて、学内顕彰(最優秀教員・優秀教員・最優秀学級担任)も継続して実施する。
(4) 教育の質の向上及び改善 ① 法人本部及び各高専は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーのふさわしさなどを組織的に精査するとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の実質化を進め、教育実践のPDCAサイクルを機能、定着させるため、以下の項目について重点的に実施する。併せて、国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進める。また、新型コロナウイルス感染症が拡がりを見せている中においても、学びを止めることなくより良い教育を提供するための教育手法等を取り入れた授業の検討を行う。 [Plan] WEBシラバスにおけるルーブリックの明示による到達目標の具体化・共有化 [Do] アクティブラーニングの実施状況の確認と全国立高等専門学校への好事例の共有 [Check] CBT(Computer-Based Testing)を用いた学習到達度の把握、学習状況調査及び卒業時の満足度調査の実施による教育効果の検証 [Action] 教育改善に資するファカルティ・ディベロップメント活動の推進及びそれらの活動内容の収集・公表	(4) 教育の質の向上及び改善 ①-1.1 モデルコアカリキュラムを起点とした教育の質保証の取組について、学生に周知するとともに、学生に対しては自己評価を、教員には授業改善を促す。また、各専門学科のディプロマポリシーに基づく到達目標の設定状況を把握する。 ①-1.2 アクティブラーニングや反転授業、動画教材作成など、主体的な学修を促すための試みを把握、学内で情報共有し、教育方法や教材などの共有化を検討する。 ①-1.3 ラーニングマネジメントシステムとして「Web Class」を活用し、学生の予習・復習や自学自習をサポートする。 ①-1.4 CBT(Computer-Based Testing)や勉強アンケート等により学生の学習到達度・学習時間を把握する。 ①-1.5 科目間調整連絡会を開催し、専門基礎科目と専門科目の担当教員間で密な連携を図り、授業改善に繋げる。
② 各国立高等専門学校の教育の質の向上に努めるため、自己点検・評価及び高等専門学校機関別認証評価を計画的に進めるとともに、評価結果の優れた取組や課題・改善点については、各国立高等専門学校において共有・展開する。	② 大学改革支援・学位授与機構による高等専門学校機関別認証評価を受ける。 令和2年度の実績等を基にエビデンスをまとめ、自己評価書を完成させる。(6月提出)その後10月、11月に訪問調査を受ける。
③-1 各国立高等専門学校において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の導入を推進する。	③-1.1 地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の実施状況を把握するとともに、現在実施している取組を充実させる。 ③-1.2 医療現場における課題解決を目指した学科横断型「アシスティブテクノロジー技術者育成特別課程」においてPBLを実施する。
③-2 企業と連携した教育コンテンツの開発を推進しつつ、インターンシップ等の共同教育を実施し、その取組事例を取りまとめ、各国立高等専門学校に周知する。	③-2.1 企業と連携した教育コンテンツの開発を推進しつつ、実習やインターンシップ等の共同教育を実施し、高専フォーラム等で取組事例を周知する。 ③-2.2 地域企業等と連携した「次世代型プラント技術者育成特別課程(PE課程)」において、現役プラント技術者による最前線の講義と実習を行うとともに、企業現場での実習(インターンシップ)を行うなど、共同教育を実施する。
③-3 セキュリティを含む情報教育について、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し教員の指導力向上を図ることにより、教育内容の高度化に向けた取組を進める。	③-3 「情報セキュリティ人材育成事業」(K-SEC)に実践校として継続して参画し、情報セキュリティ教育の広く全学科への展開・実践を行う。この事業を通して、警察関係機関への学生向け講話の講師派遣依頼、「サイバーセキュリティシンポジウム道後(SEC道後)」への参加等、外部機関との連携を計画する。また、授業、特別活動、課外活動等への展開を行う。

## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、国立高等専門学校と技術科学大学との間の連携教育、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。	④ 長岡技術科学大学の先端研究基盤共用促進事業「コアファシリティ構築支援プログラム」に協力機関として参画し、技術科学大学と教育研究分野で有機的な連携を図る。
(5) 学生支援・生活支援等 ① 各国立高等専門学校の学生相談体制の充実のため、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職の配置を促進するとともに、各国立高等専門学校の学生指導担当教職員に対し、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関し、外部専門家の協力を得て、具体的事例等に基づいた研修を実施する。	(5) 学生支援・生活支援等 ①.1 配慮を必要とする学生に対して、従来どおり、配慮願を、本人、保護者、専門員、特別支援教育推進室メンバーにより作成する。配慮願を基に、教員会において全教員向けに配慮項目の通知と配慮事例について情報共有を行う。同時に、当該学生が安心して就学できるよう、教員研修を開催する。合理的配慮の作成から支援開始の手続きについて再検討を行う。 ①.2 学生相談は、従来どおりの外部委託によるスクールカウンセラー等の人員を確保し、平日毎日の相談に対応できる体制を維持・継続する。学生どうしが支えあうピアサポート体制の構築を検討する。学級担任に対して「相談の受け方」について研修を行い、年度当初に実施する学生との個別面談をスムーズに行わせる。 ①.3 保健室の看護師も常勤1名、非常勤1名の常時2名体制を継続し、学生相談の窓口となる連携強化に努める。 ①.4 メンタルヘルス教育推進室が企画する教職員や学生対象の研修を継続して開催する。
② 高等教育の修学支援新制度などの各種奨学金制度に係る情報が学生に適切に行き渡るよう、法人本部が中心となり各国立高等専門学校に積極的な情報提供を行う。また、ホームページや刊行物などの活用や様々な機会を利用して税制上の優遇措置について、適切に情報提供し、理解の拡大を図ること等により、産業界など広く社会からの支援による奨学金制度の充実を図る。	② 奨学金制度について、全学生に公平な情報提供と個人の状況に応じた申請を行えるよう、学内掲示と担任を通じて周知を行う。特に担任は、奨学金制度のPR、学生個人の経済的就学状況把握、学生と各奨学金制度へのマッチングを図る。
③ 各国立高等専門学校において、入学時から卒業時までの計画的なキャリア教育を推進し、卒業生や企業等と連携を図るとともに、キャリア支援を担当する窓口の活用を促す等、企業情報、就職・進学情報などの提供体制・相談方法を含めたキャリア支援の充実を図る。また、次年度以降のキャリア支援体制を充実させるため、卒業時にキャリア支援も含めた満足度調査を実施するとともに、卒業生の情報を活用するネットワーク形成のため、同窓会との連携を強化する。	③ 新5年生・専攻科2年生に対する就活情報を早期に収集し活用できるよう、キャリアプラザにて情報収集の場を開設する。キャリアプラザは、全学生が利用可能であり、低学年から就職先や企業が求める高専生像などを確認することができる場として活用する。また、企業へのアンケート、卒業生へのアンケート等を分析のうえ情報共有し、学内でのキャリア教育の情報源とする。さらに、キャリアプラザの維持・管理と情報窓口を担当する専任職員(外部委託等)の配置を検討する。
1. 2 社会連携に関する事項 ① 広報資料の作成や「国立高専研究情報ポータル」等のホームページの充実などにより、教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を発信する。	1. 2 社会連携に関する事項 ①.1 教員の年間業績報告書を作成し、ウェブサイトで公開することを継続する一方で、Researchmapへの統合も検討する。 ①.2 高度技術教育研究センターのウェブサイト上で「教員研究テーマ紹介」「所有特許紹介」「最近の研究成果」を更新し情報発信する。 ①.3 Researchmapの情報の更新を促す。国立高専研究情報ポータルサイト内「研究・技術シーズ」の全教員登録と最新情報への更新を促す。 ①.4 2021年度版新居浜高専教員シーズ集を作成し、ウェブサイトで公開する。
② 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、効果的技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信や知的資産化など社会還元にも努める。	②.1 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や四国地区高専イノベーションセンターのコーディネータ等を活用し情報収集を行い、共同研究・受託研究の受入れを促進する。 ②.2 マッチングイベント(オンライン含む)への出展を積極的に推進し、社会へ情報発信するとともに知的財産化にも努めるように促す。
③-1 法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組みるとともに、情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校には、校長裁量経費を配分する措置を講じる。	③-1.1 情報発信力の強化のために、昨年度YouTubeに作成した本校広報チャンネルの改善について検討する。 ③-1.2 画像や文字による情報発信に加え、動画コンテンツの作成及び内容の検討を行う。
③-2 各国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。	③-2 各種イベントの開催情報、地域連携の取組、教職員及び学生の特徴ある教育研究活動等については、ウェブサイトで公開するとともに、積極的に報道機関へ情報発信を引き続き行う。また、地域のケーブルテレビ局や情報サイト、情報誌等へも引き続き情報発信を行う。報道された内容等については機構本部へその都度報告する。

## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>1.3 国際交流等に関する事項</p> <p>①-1 諸外国に「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援を展開するにあたっては、各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関との組織的・戦略的な連携の下に、相手国と連携・協議しつつ、その要請及び段階等に応じた支援に取り組む。</p>	<p>1.3 国際交流等に関する事項</p> <p>①-1 先行して参画している他高専の情報を収集しながら、本校の強みを生かした支援のあり方を検討し、可能な限り支援・協力を行う。</p>
<p>①-2 モンゴルにおける「KOSEN」の導入支援として、モンゴルの自助努力により設立された3つの高等専門学校を対象として、教員研修、教育課程の助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。</p>	<p>①-2 先行して参画している他高専の情報を収集しながら、本校の強みを生かした支援のあり方を検討し、可能な限り支援・協力を行う。</p>
<p>①-3 タイにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年5月に開校したKOSEN-KMITL及び令和2年6月に開校したKOSEN-KMUTTを対象として、日本の高専と同等の教育の質となるよう、日本の高専教員を常駐させ、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。</li> <li>・タイのテクニカルカレッジにおいて日本型高等専門学校教育を取り入れて設置された5年間のモデルコースを対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。</li> </ul>	<p>①-3 タイ高専(ラカバン校)へ教員を派遣し、単位互換に関する情報収集を行うとともに、他高専の単位認定制度も参考にしながら、本校の実施形態に合った単位認定制度について検討する。【再掲】1. 1(2)②-1.2</p>
<p>①-4 ベトナムにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム政府の日本型高等専門学校教育制度導入に向けた取組への協力を実施する。</li> <li>・ベトナムの教育機関において日本型高等専門学校教育を取り入れて設置されたモデルコースを対象として、教員研修や教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。</li> </ul>	<p>①-4 先行して参画している他高専の情報を収集しながら、本校の強みを生かした支援のあり方を検討し、可能な限り支援・協力を行う。</p>
<p>①-5 リエゾンオフィスを設置している国以外への「KOSEN」の導入支援として、政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換等を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。</p>	<p>①-5.1 英文併記の学校案内やウェブサイトの英語版コンテンツを活用した広報活動を行う。【再掲】1. 1(1)②-2.2</p> <p>①-5.2 在学中の留学生の活動をウェブサイト等で発信し、本校での学業及び生活の様子を随時紹介する。【再掲】1. 1(1)②-2.3</p> <p>①-5.3 マレーシア国民大学をはじめとする教育機関との交流を促進する。</p>
<p>② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各国立高等専門学校の協力のものと、学生及び教職員が実践的な研修等に参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。</p>	<p>② 本校の学生・教職員の海外派遣・国際交流活動を積極的に支援するとともに、第4ブロック及び機構本部の事業に参画することにより、本校と「高専(KOSEN)」の認知度を高めていく。</p>
<p>③-1 学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「KOSEN」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。</li> <li>・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学や海外インターンシップを推進する。【再掲】</li> </ul>	<p>③-1.1 昨年度設置したグローバル教育センターの目標を明確化し、学生が海外で活躍するために必要な教育的環境や支援体制の整備を行う。【再掲】1. 1(2)②-1.1</p> <p>③-1.2 タイ高専(ラカバン校)へ教員を派遣し、単位互換に関する情報収集を行うとともに、他高専の単位認定制度も参考にしながら、本校の実施形態に合った単位認定制度について検討する。【再掲】1. 1(2)②-1.2</p>
<p>③-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。【再掲】</p>	<p>③-2.1 海外留学や語学研修等に参加した学生の体験談を広く他の学生に伝えるため、報告会等の機会を設けるとともに、ウェブサイトにおいても発信する。【再掲】1. 1(2)②-2.1</p> <p>③-2.2 海外に積極的に飛び出すマインド育成のため、4年次のインターンシップ研修を海外で実施した学生に対し単位認定を行った事例を学生に紹介する。【再掲】1. 1(2)②-2.2</p> <p>③-2.3 低学年においてグローバルマインドを育成する新しい科目の創設を検討する。【再掲】1. 1(2)②-2.3</p>
<p>③-3 「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等の情報を収集するとともに、学生が積極的に活用できるよう促すことで、学生の国際会議の参加や海外留学等の機会の拡充を図る。【再掲】</p>	<p>③-3.1 「トビタテ！留学JAPAN」プログラムの採用実績等について、ウェブサイト等で広報を行う。【再掲】1. 1(2)③-3.1</p> <p>③-3.2 同プログラムで留学する学生に対して、実りある留学となるよう事前指導を行うとともに、留学終了後には学内で報告会を開催する。【再掲】1. 1(2)③-3.2</p> <p>③-3.3 その他、各種奨学金の情報提供を行う。【再掲】1. 1(2)③-3.3</p>

令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>④-1 外国人留学生の受入れを推進するため、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。 ・重点3カ国及び周辺諸国における広報活動の実施や情報発信の強化にあたっては、リエゾンオフィスの活用を中心に実施する。</p>	<p>④-1.1 新居浜市国際交流協会と協力して地域と一体となった留学生支援を行う。【再掲】1. 1(1)②-2.1 ④-1.2 英文併記の学校案内やウェブサイトの英語版コンテンツを活用した広報活動を行う。【再掲】1. 1(1)②-2.2 ④-1.3 在学中の留学生の活動をウェブサイト等で発信し、本校での学業及び生活の様子を随時紹介する。【再掲】1. 1(1)②-2.3</p>
<p>④-2 日タイ産業人材育成協カイニシアティブに基づく、1年次からの留学生の受入を実施する。</p>	<p>④-2 先行する他高専の情報を収集しながら、将来的な受入に向けて制度及び施設の整備を進める。</p>
<p>⑤ 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて、海外旅行保険に加入させる等の安全面への配慮を行う。 各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組むとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。</p>	<p>⑤-1 海外渡航時における連絡体制及び危機管理の体制整備を行う。 ⑤-2 海外渡航時には海外旅行保険への加入を義務付ける。 ⑤-3 外国人留学生に対してグローバル教育センター、留学生指導教員及び学生チューターによる学業・生活支援を引き続き継続する。 ⑤-4 外国人留学生が学内外で充実した生活を送ることができるよう地域の支援団体の協力を仰ぐ。</p>
<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 2.1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 2.1 一般管理費等の効率化 ① 一般管理費縮減のため、予算の計画的な執行と適正な物品管理に努める。各種事業・行事等の実施にあたっては、関係機関等と連携を密にし効率的に運営する。 ② 少額随意契約の基準額を超える契約については、真にやむを得ないものを除き、原則、一般競争入札等により実施するとともに、契約条件等の見直しを行うなど競争性の確保に努める。また、契約の適正化を図るため、一括契約ができるよう計画的に進める。 ③ 本校作成の「財務会計マニュアル」をさらに充実させるため、見直し等を行う。</p>
<p>2.2 給与水準の適正化 職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>2.2 給与水準の適正化</p>
<p>2.3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。</p>	<p>2.3 契約の適正化 ① 少額随意契約の基準額を超える契約については、真にやむを得ないものを除き、原則、一般競争入札等により実施するとともに、契約条件等の見直しを行うなど競争性の確保に努める。また、契約の適正化を図るため、一括契約ができるよう計画的に進める。 【再掲】2. 1②</p>
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色などの機能強化を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたっては、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。  独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 ・校長裁量経費として、教育研究推進費、共同研究推進費及び外部資金獲得推進費を設け、社会貢献・地域連携促進につながるよう予算措置を行う。 ・運営費交付金の会計処理について、業務達成基準による収益化が原則とされたことに注意し、収益化単位の業務ごとに予算管理する。</p>

令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>3.2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得の増加を図る。また、卒業生が就職した企業、同窓会等との交流を図り、寄附金の獲得につながる取組みを推進する。</p>	<p>3.2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 ①.1 科学研究費の申請・採択件数の増加を目的とし、関連情報を学内へ周知するとともに講習会等を実施する。 ①.2 研究業績の向上と外部資金獲得を目的に、学術論文誌への投稿を義務付けた校長裁量経費「共同研究推進費」の募集を行う。 ①.3 新居浜高専技術振興協力会「愛テクフォーラム」を通じて卒業生が就職した企業、同窓会等からの寄附金の獲得につながる取組を検討する。 ①.4 イノベーションジャパン等の各種マッチングイベントについては、出展に係る経費の一部を支援するなど積極的に参加を推奨することで共同研究等に繋げる。</p>
<p>3.3 予算 別紙1</p>	<p>3.3 予算 _____</p>
<p>3.4 収支計画 別紙2</p>	<p>3.4 収支計画 _____</p>
<p>3.5 資金計画 別紙3</p>	<p>3.5 資金計画 _____</p>
<p>4. 短期借入金の限度額 4.1 短期借入金の限度額 156億円 4.2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 _____</p>
<p>5. 不要財産の処分に関する計画 5.1 以下の重要な財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ① 苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舎団地(北海道苫小牧市明德町四丁目327番236)4,492.10㎡ ② 八戸工業高等専門学校 中村団地(青森県八戸市大字田面木字中村60番)5,889.43㎡ ③ 福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99㎡ 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69㎡ ④ 長岡工業高等専門学校 若草町1丁目団地(新潟県長岡市若草町一丁目5番12)276.36㎡ ⑤ 沼津工業高等専門学校 香貫宿舎団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑥ 香川高等専門学校 勅使町団地(香川県高松市勅使町字小山398番20)5,975.18㎡ ⑦ 有明工業高等専門学校 平井団地(熊本県荒尾市下井手字丸山768番2)288.66㎡ 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31㎡ ⑧ 旭川工業高等専門学校 春光町団地(北海道旭川市春光一条九丁目31番)460.85㎡ ⑨ 舞鶴工業高等専門学校 大波団地(京都府舞鶴市宇大波上小字滝ヶ浦1112番)453.90㎡ ⑩ 呉工業高等専門学校 広団地(広島県呉市広中新開三丁目18160番1、18160番2、18161番、18169番1)3,990.22㎡ ⑪ 徳山工業高等専門学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓丁4197番1)1,321.37㎡ 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32㎡ ⑫ 熊本高等専門学校 平山宿舎団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00㎡ 新開宿舎団地(熊本県八代市新開町参号3番94)1,210.26㎡ ⑬ 都城工業高等専門学校 年見団地(宮崎県都城市年見町34号7番)2,249.79㎡ ⑭ 鹿児島工業高等専門学校 東真孝団地(鹿児島県霧島市隼人町真孝字東真孝169番3)8,466.59㎡ 5.2 以下の不要財産について、売却により譲渡し、その売却収入を国庫に納付する。 ① 奈良工業高等専門学校 六条団地(奈良県奈良市六条一丁目697番1、770番)5,478.05㎡</p>	<p>5. 不要財産の処分に関する計画 _____</p>

## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>6. 重要な財産の譲渡に関する計画 以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売却収入を整備費用の財源とする。 ①鹿児島工業高等専門学校 国見団地(鹿児島県霧島市隼人町眞孝字国見1460番1)200.54㎡</p>	<p>6. 重要な財産の譲渡に関する計画</p>
<p>7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生への充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>7. 剰余金の使途</p>
<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8.1 施設及び設備に関する計画 ①-1 「国立高等専門学校機構施設整備5か年計画」(令和3年3月決定予定)及び「国立高等専門学校機構インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2018」(平成31年3月決定)に基づき、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校施設の機能の高度化や老朽施設の改善などの整備を推進し、施設マネジメントに取り組む。</p>	<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8.1 施設及び設備に関する計画 ①-1.1 学寮整備計画に基づき、計画的な改修整備の予算要求を実施する。 ①-1.2 施設のニーズ調査、整備要望を踏まえ、策定済のキャンパスマスタープランの見直しを進める。(国立高等専門学校機構施設整備5か年計画2021対応、学寮地区整備計画の修正) ①-1.3 各学科等からの整備要望のとりまとめ及び施設パトロールにより校内全体の整備需要・要望を把握の上、施設整備計画を策定し、緊急度・必要度に応じた計画的な改善整備を推進する。 ①-1.4 施工規模の大小にかかわらず、省エネ型器具、再生材料や木材等の自然資源を積極的に取り入れ、ランニングコスト低減と地球環境に配慮した設計・施工を推進する。</p>
<p>①-2 施設の非構造部材の耐震化については、引き続き、計画的に対策を推進する。</p>	<p>①-2 非構造部材の耐震点検・耐震対策チェックリストに基づくパトロールを月一回のペースで実施し、必要に応じて対策を講じる。</p>
<p>② 学生及び教職員を対象に、「実験実習安全必携」を配付するとともに、安全衛生管理のための各種講習会を実施する。</p>	<p>② 新入生及び新任教職員に「実験実習安全必携」を配付する。また、学外から講師を招いて、放射線業務従事者講習会を実施する。</p>
<p>③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、女子学生の利用するトイレ等の設置やリニューアルなど、修学・就業上の環境整備を計画的に推進する。</p>	<p>③.1 女性教職員、女子学生のニーズ調査を実施し、整備計画を策定の上、緊急度等に応じ整備を推進する。 ③.2 女子学生の受入を推進するため、現在進行中のトイレ改善整備計画に基づき、引き続き女子トイレの整備を推進する。</p>
<p>8.2 人事に関する計画 (1)方針 教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の見直しとして、外部人材やアウトソーシング等の活用を検討する。</p>	<p>8.2 人事に関する計画 (1)方針 ①.1 休日のクラブ安全管理指導員は、外部委託による体制を継続し、学生生活の現状についての情報連携の強化を図る。また、OB教員を活用した学生指導支援を展開し、遠征費や人件費の確保について検討する。 ①.2 学生相談は、従来どおりの外部委託によるスクールカウンセラー等の人員を確保し、平日毎日の相談に対応できる体制を維持・継続する。【再掲】1. 1(5)①.2 ①.3 保健室の看護師も常勤1名、非常勤1名の常時2名体制を継続し、学生相談の窓口となる連携強化に努める。【再掲】1. 1(5)①.3 ①.4 教員の負担軽減を目的とし、学生寮日直業務及び学寮指導業務は、外部委託を継続する。 また、2名(月1回は3名)体制の宿直業務うち1名を外部委託することを検討する。</p>
<p>② 教員の戦略的配置のための教員人員枠の再配分の仕組みを検討する。また、国立高等専門学校幹部人材育成のための計画的な人事交流制度の検討を行う。</p>	
<p>③ 若手教員確保のため、教員人員枠の弾力化を行う。</p>	<p>③ 第4期中期目標・計画期間中に達成すべき人員枠「73」の枠の中で、教授枠を利用しての助教枠の運用を行うことにより、若手教員の採用枠を確保する。</p>



## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>④-1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。【再掲】</p>	<p>④-1 専門科目の教員公募では、「博士の学位を有する者(又は採用までに取得見込みの者)」を応募資格とする。ただし、一般教養科の教員公募では、原則は「博士の学位を有する者(又は採用までに取得見込みの者)」ではあるが、分野によっては、「修士の学位」であっても「博士の学位を有する者」と同等程度の業績がある場合もあること、また、多様な人材からの応募が期待できるという側面も考慮し、人事委員会の議を経て、「修士以上の学位を有する者」を応募資格とするケースもありうる。</p> <p>公募要領の「その他」の欄に、「多様な背景を持つ教員組織を目指しており、高等教育機関に勤務経験のある方のみならず、高等学校、民間企業、研究機関等に過去に勤務した経験のある方や、海外で研究や経済協力に従事した経験のある方からの積極的な応募を歓迎する」旨の文書を記載する。【再掲】1. 1(3)①</p>
<p>④-2 クロスアポイントメント制度の実施を推進する。【再掲】</p>	<p>④-2 近隣大学の実施状況を参考に、同制度の実施可能性の高い組織(地元企業、近隣の大学・研究機関等)を想定した、協定書(案)について検討する。【再掲】1. 1(3)②</p>
<p>④-3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者支援プログラムなどの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。【再掲】</p>	<p>④-3 これまで育児・介護などのライフステージに応じた勤務形態の制度化については、各学科等の現状の把握や意見聴取などを行っており、今後、更に検討を進めるための体制の整備に着手する。【再掲】1. 1(3)③</p>
<p>④-4 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。【再掲】</p>	<p>④-4 教員公募の際、人事委員会において、外国人教員の採用の可能性について、該当学科の意見を踏まえた上で検討する。【再掲】1. 1(3)④</p>
<p>④-5 シンポジウム、研修会、ニューズレターの配付等を通じて、男女共同参画やダイバーシティに関する意識啓発を図る。</p>	<p>④-5.1 教職員対象に外部講師による男女共同参画・ダイバーシティ等に関する研修会を開催する。 ④-5.2 学外機関が主催する男女共同参画・ダイバーシティに関する研修会に男女共同参画推進室員を派遣する。 ④-5.3 男女共同参画・ダイバーシティに関する具体的な支援事業について、学内教職員への情報発信を促進する。 ④-5.4 男女共同参画・ダイバーシティに関する情報をウェブサイトにおいて発信する。 ④-5.5 第6回第4ブロック男女共同参画推進担当者協議会に参加し、情報の共有・普及を行う。 ④-5.6 第4ブロック(中国・四国地区)高専女子フォーラムに参加し、情報の共有・普及を行う。【再掲】1. 1(1)②-1</p>
<p>⑤ 教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。</p>	<p>⑤ 引き続き、近隣国立大学との積極的な人事交流を推進する。また、近隣高専と事務系職員の採用に係る合同面接を実施し、将来的な高専間の人事交流についても両高専間で検討する。</p>
<p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。</p>	<p>(2) 人員に関する指標 常勤職員の職務能力を向上させるための機会(各種研修への参加推奨、自律的な活動への評価等)、業務の効率化を図るための方策(業務改善アイデア)、事務のIT化(グループウェアの活用等)に向けた取組等を通じて、人材の育成及び人材の適切な配置に努める。</p>

## 令和3年度 年度計画

国立高等専門学校機構	新居浜工業高等専門学校
<p>8.3 情報セキュリティについて 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき制定する法人の情報セキュリティポリシー対策規則等に則り、国立高等専門学校の17校を対象とした情報セキュリティ監査の結果及び、法人本部を対象とした内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が実施するNISC監査の結果を評価し必要な対策を講じる。併せて、法人の情報セキュリティポリシー対策規則等へ還元し、PDCAサイクルの構築及び定着を図る。 全教職員の情報セキュリティの意識向上を図るために情報セキュリティ教育(e-learning)及びインシデント対応訓練等を実施する。また、各国立高等専門学校の情報担当者を対象とした情報セキュリティに関する研修、管理職を対象とした情報セキュリティトップセミナーを実施するなど、職責等に応じて必要な情報セキュリティ教育を計画的に実施する。高度化する情報セキュリティリスクに対応するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び各国立高等専門学校の有識者からなる情報戦略推進本部情報セキュリティ部門と法人本部が連携し、今後の情報セキュリティ対策等について検討を進める。 国立高等専門学校機構CSIRT(高専機構CSIRT)が中心となり、各国立高等専門学校にインシデント内容及びインシデント対応の情報共有を行うとともに、初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」の周知を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防および被害拡大を防ぐための啓発を実施する。</p>	<p>8.3 情報セキュリティについて ① 平成30年度に受審した情報セキュリティ監査に対応した改善策の定着を進める。 ② 高専機構や他機関が実施する情報セキュリティに関する研修や、管理職を対象とした情報セキュリティトップセミナーに参加し、職責等に応じた情報セキュリティ教育を計画的に行う。また、外部講師による研修会を開催する等、教職員の意識向上を図り、情報セキュリティインシデントの予防及び被害拡大を防ぐための啓発を行う。併せて、「すぐやる3箇条」の周知を継続し、初期対応を徹底する。さらに、情報セキュリティ関連の委員会にて対策等について情報共有を行う。</p>
<p>8.4 内部統制の充実・強化 ①-1 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。</p>	<p>8.4 内部統制の充実・強化 ①-1 予算配分等の重要課題については、校長のリーダーシップの下、運営会議等において迅速かつ効果的に意思決定を行う。また、他高専等との間では必要に応じてWEB会議システムを活用する。</p>
<p>①-2 役員懇談会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図る。</p>	<p>①-2 校長・事務部長会議等で得た情報については、校長が運営会議や教員会等で周知するなど全学的な情報共有の徹底を図る。</p>
<p>①-3 学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議を通じ、各国立高等専門学校の意見等を聞く。</p>	<p>①-3 ブロック校長会議等において、学校運営や教育活動の在り方等について意見交換を行う。</p>
<p>②-1 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校校長との面談等を実施する。</p>	<p>②-1 校長は、理事長との面談において得た機構全体の共通課題等について、運営会議や教員会等で周知するなど全学的な情報共有の徹底を図る。 ②-2 校長と主事をはじめ各部門の長(専攻科長、センター長、室長)とで各担当部署における今年度の年度計画や課題等について確認を行うとともに情報共有を行う。 ②-3 校長と全教員との面談を実施する。</p>
<p>②-2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、各国立高等専門学校の教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上を行う。</p>	<p>②-2.1 教職員全員を対象に機構本部作成の「コンプライアンス・マニュアル」に基づく自己点検を実施し、コンプライアンス意識の向上を図る。 ②-2.2 高専機構主催の階層別研修等に参加するほか、全学的にコンプライアンス意識を浸透させるために研修等を実施する。</p>
<p>②-3 事案に応じ、法人本部と国立高等専門学校が十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。</p>	<p>②-3 リスク事案については、「災害及び事故事件発生時の情報連絡体制」に基づき、速やかに機構本部担当へ連絡をするとともに、本部と十分な連携のもと適切に対処する。</p>
<p>③ これらを有効に機能させるために、内部監査及び各国立高等専門学校の相互監査については、時宜を踏まえた監査項目の見直しを行い、発見した課題については情報を共有し、速やかに対応を行う。また、内部監査等の結果を監事に報告するとともに、監事を支援する職員の配置などにより効果的に監査が実施できる体制とするなど監事による監査機能を強化する。なお、監事監査結果について随時報告を行う。</p>	<p>③.1 高専相互監査において、効率的かつ効果的な監査を実施するため、監査事項等について、会計担当職員の理解を深める。また、監査事項を中心に自己点検と職員間の相互チェックを行う。 ③.2 高専機構の不正防止計画に則した取組を確実に実施するため、適正な体制整備を行う。 ③.3 学内における内部監査等が適切に実施できるよう、随時監査内容等の見直しを行う。</p>
<p>④ 平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。加えて、各国立高等専門学校の研究担当責任者を対象としたWeb会議の開催や各国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。</p>	<p>④ 高専機構の不正防止計画等への取組状況について、定期的に報告を行う。また、学内で策定した「適正な会計処理に向けた対応策」の見直しを継続的に実施し、高専機構の不正防止計画とともに周知徹底を図り、不正防止に努める。</p>
<p>⑤ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定める。また、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>⑤ 高専機構の中期計画及び年度計画を踏まえて、具体的な指標、事項を設定した本校の年度計画を策定する。</p>